

- ◎ 教育基本法や社会教育法等の改正により、「家庭教育」や「家庭教育支援」に関する内容を充実
- ◎ 教育振興基本計画において、「家庭教育支援」を重点施策として位置づけ

○ 教育基本法の改正(平成 18 年 12 月)

…「家庭教育」に関する独立規定の新設

(家庭教育)

第 10 条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第 13 条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

○ 社会教育法及び図書館法・博物館法の改正(平成 20 年 6 月)

…教育委員会の事務に、家庭教育に関する情報の提供を規定するなど家庭教育支援を一層促進するための関係規定の整備

○ 教育振興基本計画(平成 20 年 7 月)

…特に重点的に取り組むべき事項として、「家庭教育支援」を位置づけ

子育てに関する学習機会や情報の提供、相談などの家庭教育に関する総合的な取組を関係機関が連携して行えるよう促す。こうした取組の成果をすべての市町村に周知し、共有すること等を通じ、広く全国の市町村で、専門家等が連携しチームを構成して支援するなど、身近な地域におけるきめ細かな家庭教育支援の取組が実施されるよう促す。

家庭教育支援の主な今日的課題

1. すべての親を対象とする家庭教育支援

今までは…

学習を希望する親への学習支援

これからは…

すべての親の子育て支援施策としての学習支援

2. 社会全体による家庭教育支援

今までは…

- ・ 地域全体で親子の「学び」や「育ち」を支える環境が崩れている
- ・ 子育てについてのゆとりを確保するのが難しい雇用環境
- ・ 少子化社会対策基本法や次世代育成支援対策推進法の成立

アプローチ

子育てに関心が薄い親、孤立する親…等

これからは…

家庭教育支援を地域や企業を含め社会全体で行っていくことが必要

3. 子どもたちの基本的な生活習慣の育成

今までは…

生活習慣の乱れが学習意欲や体力、気力の低下の要因の一つとして指摘されている

現状

- 夜 11 時以降に就寝する小学 6 年生の割合は 18.5%
- 夜 0 時以降に就寝する中学 3 年生の割合は 31%
- 朝食を食べないことがある小・中学生の割合は、小学生で 13%、中学生で 19%

これからは…

学校・家庭・地域等の連携による「早寝早起き朝ごはん」運動の全国展開